砂 川 市 条 例 第 ２ ３ 号
令 和　５ 年 １ ２ 月　７ 日

砂川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長　　飯　　澤　　明　　彦

（　別　　紙　）

砂川市税条例の一部を改正する条例

砂川市税条例（昭和29年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第159条に次の１項を加える。

３　保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第143条第２項ただし書、同条第３項ただし書及び同条第４項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第147条第１号の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第147条第２号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者１人について次に定める額

（ア）　第１項第１号(ア)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　1,990円

イ　多胎妊娠の場合　2,985円

（イ）　第１項第２号(ア)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　3,317円

イ　多胎妊娠の場合　4,975円

（ウ）　第１項第３号(ア)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　5,307円

イ　多胎妊娠の場合　7,960円

（エ）　(ア)から(ウ)までに掲げる世帯以外の世帯

ア　単胎妊娠の場合　6,634円

イ　多胎妊娠の場合　9,950円

（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第147条の２第１号の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第147条の２第２号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の１の額に、

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者１人について次に定める額

（ア）　第１項第１号(ウ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　590円

イ　多胎妊娠の場合　885円

（イ）　第１項第２号(ウ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　984円

イ　多胎妊娠の場合　1,475円

（ウ）　第１項第３号(ウ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　1,574円

イ　多胎妊娠の場合　2,360円

（エ）　(ア)から(ウ)までに掲げる世帯以外の世帯

ア　単胎妊娠の場合　1,967円

イ　多胎妊娠の場合　2,950円

（５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第147条の３第１号の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第147条の３第２号の規定により算定した被保険者均等割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者１人について次に定める額

（ア）　第１項第１号(オ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　700円

イ　多胎妊娠の場合　1,050円

（イ）　第１項第２号(オ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　1,167円

イ　多胎妊娠の場合　1,750円

（ウ）　第１項第３号(オ)に規定する金額を減額した世帯

ア　単胎妊娠の場合　1,867円

イ　多胎妊娠の場合　2,800円

（エ）　(ア)から(ウ)までに掲げる世帯以外の世帯

ア　単胎妊娠の場合　2,334円

イ　多胎妊娠の場合　3,500円

第160条の２の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第160条の３　保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
（２）　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
（３）　出産の予定日
（４）　単胎妊娠又は多胎妊娠の別
（５）　その他市長が必要と認める事項
２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
（１）　出産の予定日を明らかにすることができる書類
（２）　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
（３）　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。
４　第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例による改正後の砂川市税条例の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。